

網 監 査 第 16 号

平成 30 年 1 月 12 日

網走市長 水谷 洋一 様

網走市議会議長 工藤 英治 様

網走市監査委員 藤原 誉 康

網走市監査委員 山田 庫 司 郎

定期監査実施後の指導事項に対する措置状況等の提出について

地方自治法第 199 条第 12 項及び網走市監査基準第 32 条の規定に基づき、平成 29 年度に実施した定期監査実施後の指導事項に関する措置状況等について、別紙のとおり提出します。

平成29年度

定期監査結果報告書
(指導事項に対する措置状況等)

網走市監査委員

定期監査結果の指導事項に対する措置状況報告

社会福祉課

	内 容
指導項目	<p>1. 「社会を明るくする運動 網走実施委員会」の不適切な会計処理について</p> <p>所管課職員が経理を担当する当該団体の事務処理について、支払伝票の取扱いに際し、①支払遅延、②請求日のない請求書の支出など、不適切な経理事務が散見された。</p> <p>団体の経理事務については、公金に準じた適切な事務取扱いに努めること。</p> <p style="text-align: right;">【社会福祉課】</p>
	内 容
措置内容	<p>①支払い遅延について</p> <p>支払遅延防止法等関係法令に基づき、適正な期日までに支払いが完了するよう、経理担当者に指導を行った。</p> <p>定期監査以降は適切に事務処理が行われていることを確認している。</p> <p>②請求日のない請求書</p> <p>請求日の記載のない請求書については、請求者に記載を求めるなどの対応をし、支払い事務手続きを正確に行うよう、経理担当者に指導を行った。</p> <p>定期監査以降は適切に事務処理が行われていることを確認している。</p>

※指導項目～監査事務局からの指導等事項、措置内容～指導等事項に対する改善措置等
 ※備考欄には、指導事項又は、これ以外の事項に関わる意見等があれば記載する。

備考欄

定期監査結果の指導事項に対する措置状況報告

農業委員会

	内 容
指導項目	<p>2. 資金前渡金の精算について</p> <p>前渡金精算の遅延が散見されている。 前渡資金の精算については、①継続して必要とする資金の場合は、当該月分を翌 10 日までに、②その他の場合は、用務後 5 日以内に証拠書類を添えて報告（網走市会計規則 第 69 条第 1 項）することとされていることから、規則を遵守し、適切な事務の取扱いを徹底すること。</p> <p style="text-align: right;">【農業委員会】</p>
	内 容
措置内容	<p>資金前渡金の精算遅延については、現状の担当業務を早急に是正するとともに、網走市会計規則に基づく関係規則を遵守し、適正な事務の取扱いを徹底いたします。</p>

※指導項目～監査事務局からの指導等事項、措置内容～指導等事項に対する改善措置等
 ※備考欄には、指導事項又は、これ以外の事項に関わる意見等があれば記載する。

備考欄